

「笛吹市障がい者基本条例」(案) に対する
パブリックコメント募集結果について

令和5年12月22日(金)～令和6年1月22日(月)に行った「笛吹市障がい者基本条例」(案) についてのパブリックコメント募集の結果は、次のとおりです。

○パブリックコメント募集結果

窓口での提出によるもの	2人	4件
電子メールでの提出によるもの	2人	7件
ファクシミリでの提出によるもの	1人	4件
合計	5人	15件

○意見の反映状況

意見反映	実施段階で反映	記述済み	反映困難	その他	合計
0件	7件	4件	0件	4件	15件

No.	提出された意見・質問の概要	市の考え方	結果
1	条例の言葉が難しい。わかりやすく、細かな内容が別につくられているのか。	条例制定後に、逐条解説を作成予定です。	実施段階で反映
2	「誰にとっても優しいまち」「地域共生社会の実現」等の前文に記載がある。市の施設に車イスでは利用できないところがある。このような細かなことも含めた条例になって欲しい。	市でも御意見のとおりだと考えています。本条例は、基本条例であるため、今後、障害者基本計画などを推進する中で、具体的に実施していきます。	実施段階で反映
3	今までの災害時のように「想定外」という言葉を使わないでいられるよう、色々な想定を考えたの条例になって欲しいと思う。	市でも御意見のとおりだと考え、包括的、総合的な障がい福祉施策を継続的に実施できるよう、本条例を制定します。	記述済み
4	第2条第1号の障がいのある人の定義に「視覚、聴覚及び言語機能の障がい」を追記して欲しい。	条例案に記載している内容(身体障がい)に含まれていると考えます。	記述済み

5	障がい者への理解と書かれているが、どのように研修をして、市民や市の職員に周知してもらうのか。努めると記載されているが努めるだけでいいのか。	第9条への御意見であると考えます。本条例は、基本条例であるため、具体的な施策については、障害者基本計画等に即して実施していきます。第2項が努力義務規定となっているのは、市が実施する機会の提供に障がい当事者が参画して、初めて実現する内容となっているためです。	その他
6	交流の機会を確保するために何をするのか。障がい当事者が発信する機会の提供はどうしていくのか。	第9条への御意見であると考えます。本条例は、基本条例であるため、具体的な施策については、障害者基本計画等に即して実施していきます。具体的には、フォーラムなどの実施や自立支援協議会の活動などで実施することを考えています。	実施段階で反映
7	基本条例の中で「手話が言語である」ことが明記されたのは喜ばしい。今後、手話で学ぶことができる環境は、この条例によって守られていくのか。また、ろう学校及び普通学校でどのような配慮がされるのか。	情報保障については、第16条第1項に記述してあります。本条例は、基本条例であるため、具体的な施策については、障害者基本計画やそれぞれの規則及び要綱等によって実施していきます。	記述済み
8	手話＝言語についての記載があることは評価できる。手話だけでなく障がいの特性に応じた意思疎通の保障が必要不可欠とあるが、知る権利及び教育の権利をどのように守っていくのか。	知る権利及び教育を受ける権利は、憲法で保障されています。本条例では、第16条第1項でこれらの権利を保障するために、情報保障の手段やその他必要な取組を行うことを規定しています。	その他

9	第16条に「市は、災害時に障がいがある人に対して災害弱者とならないように障がい特性に応じた情報保障の体制を整備しなければならない」を追記して欲しい。	災害時に特化せず、いかなる場面でも情報保障を受けられる体制を整備すべきであると考え、第17条第1項の規定を設けています。細かい場面での情報保障については、障害者基本計画を推進する中で行っていきます。	記述済み
10	聴覚障がい者に対する情報保障は大切なことだと思う。手話通訳者の数が少ないため、養成や資質向上ができるようお願いしたい。	手話通訳者の養成及び資質向上については、第18条第3項に記述済みです。実際の養成及び資質向上は、笛吹市障害者基本計画に即して、手話奉仕員等養成事業などで行っていきます。	実施段階で反映
11	手話言語条例に関わる内容も含まれており良かったが、どのような方法で進むのか。合理的配慮の視点もしっかり組み込まれるのか。	本条例は、基本条例であるため、具体的な施策については、障害者基本計画やそれぞれの規則及び要綱等に即して実施していくこととなります。合理的配慮の視点は、第17条に基づいて実施していきます。	実施段階で反映
12	手話通訳の設置や健康面での配慮は大切である。登録の手話通訳者にも心身の健康に配慮することを考えて欲しい。	登録の手話通訳者の健診については、県事業となります。県は令和5年3月に手話言語条例を施行し、取組に力を入れています。県と課題を共有して、市からも働きかけを行っていきます。	その他
13	手話通訳者の養成及び資質の向上だけでなく、障がいの特性に合わせた指導者の育成も必要なのではないか。	市でも御意見のとおりだと考えています。現在、手話通訳者の指導者の育成は国が主体となって実施しているため、今後、県などと課題を共有して、障がいの特性に合わせた指導者の育成に向け、関係機関への働きかけを行っていきます。	その他

14	<p>条例の必要性について周知を行うことが必要であると思うが、その際、手話を禁止され、差別された歴史を踏まえた上で市民に対して説明していくことが必要だと思う。</p>	<p>条例の周知の際には、差別の歴史を踏まえた上での説明に努めます。</p>	<p>実施段階で反映</p>
15	<p>条例の内容を市職員にきちんと理解していただきたい。市職員に対する研修などを実施する予定はあるか。</p>	<p>条例の制定後、市職員に対しても内容の周知及び理解を図っていきます。</p>	<p>実施段階で反映</p>